

中国における預金準備金制度の概要と その役割

童 適 平

一、はじめに

中国では、計画経済から市場経済志向の改革が決定された後、市場メカニズムを基本とする経済運営が実施されるようになったが、中小規模の金融機関が整備されたものの、大型商業銀行を中心とするガリバー型金融システムにおいて、金融政策の運営にはどんな特徴があるのか。特に中国では金融政策手段としても重要な位置づけである預金準備金制度に焦点を当てて、その仕組み

と政策手段としての役割を明らかにすることは本文の狙いである。まず、二でその制度の概要を紹介する。この上、三でその政策手段としての役割及びその変化を分析する。最後に四でその問題点を考えてみる。

二、概要

中国では、計画経済から市場経済志向の改革が決定された後、「中央銀行融資と商業銀行貸出総量管理」を特徴とする金融政策運営を始めた。こ

の中で、金融政策手段の一つとして預金準備金制度の整備も着手された。一九八四年に預金の種類に基づき、法定預金準備率が決定された。企業預金は二〇%、貯蓄預金は四〇%、農村預金は二五%であった。一九八五年に、一〇%に統一された。一九八七年に重点産業と重点プロジェクトに資金を集中するため、一二%に、一九八八年に一三%に上げられた。そして、この預金準備金は銀行間の決済に使用できないため、別途に決済用の「備付金」も必要であった。

一九九七年に中国人民銀行は「国有商業銀行貸出総量管理に関する通達」（銀發「一九九七」五六〇号）を出し、金融政策の運営を中央銀行融資と商業銀行貸出総量管理による「直接的運営」から金利、法定預金準備率と公開市場操作など金融政策手段による「間接的運営」に転換しようとした。翌年の三月に「預金準備金制度改革に関する

通達」（銀發「一九九八」一一八号）を発表し、預金準備金制度の改革を行った。以下はこの通達の内容を中心に預金準備金制度の概要を紹介する。

(1) 法定預金準備金の適用範囲

通達は法定預金準備金の適用範囲と対象金融機関を明確した。法定預金準備金の対象は原則「一般預金」とする。「一般預金」は機関団体預金、財政の予算外預金、家計の貯蓄預金、法人企業預金及びその他預金と定義された。この上、具体的な預金範囲の認定についても詳細に規定した。全国型金融機関と全国統一会計基準を実行する地方型金融機関の預金範囲の認定は中国人民銀行本店が行う、このほかの地方型金融機関の預金範囲の認定は中国人民銀行各省支店が「一般預金」の原則に基づいて行うとした。通達はさらに銀行別に

具体的な預金項目まで定めて公表した（「預金準備金制度改革に関する通達」銀発「一九九八」一八号添付資料二）。

対象金融機関は預金業務を扱うすべての商業銀行と一部の非銀行金融機関とした。政策性銀行である国家開発銀行と中国輸出入銀行は対象外であるが、同じ政策性銀行である中国農業発展銀行は対象内で中国人民銀行に法定預金準備金の預け入れが必要な金融機関とされた。

非銀行金融機関である信託投資会社、企業財務会社と金融リース会社が扱う「一般預金」は法定預金準備金の適用範囲に入り、中国人民銀行に預金準備金口座を持ち、法定預金準備金を預けなければならぬ。通達では、これらの非銀行金融機関が預かった顧客の保証金は全額銀行に預けることが特に強調された。証券会社は顧客から預金を預かる金融機関ではないが、同じように顧客の証

券取引資金を全額商業銀行に預けることを重ねて強調された。

(2) 法定預金準備金（率）の計算方式

通達はこれまで中国人民銀行に開設した「預金準備金口座」と「備付金口座」を「預金準備金口座」に一本化したうえ、法定預金準備率を一律に八%とした。法定預金準備金の預け入れも各金融機関の本社がまとめて中国人民銀行本店もしくはその金融機関本社所在地の中国人民銀行支店に預け入れるように定めた。

法定預金準備金の積立期間を一〇日間とし、その計算を「時点とする後積み方式」と規定した。つまり、一ヶ月を上旬（一〜一〇日）、中旬（一一〜二〇日）と下旬（二一〜三〇日あるいは三一〜二九日）に分け、各旬の五日目から次の旬の四日目までの一〇日間を積立期間とする。前の旬

の最終日（三〇日・三一日、一〇日、二〇日）の預金残高に対する当の旬の積立期間の日々営業終了時の預金準備金残高は法定預金準備率を満たさなければならぬ。所要準備金残高を下回った場合、不足分に対して一日あたり〇・〇六％の罰則金利の過怠金を徴収することになる。ただし、規模の小さい都市商業銀行、都市信用組合と農村信用組合及び非銀行金融機関は積立期間を月とし、毎月の八日から翌月七日を積立期間とする。

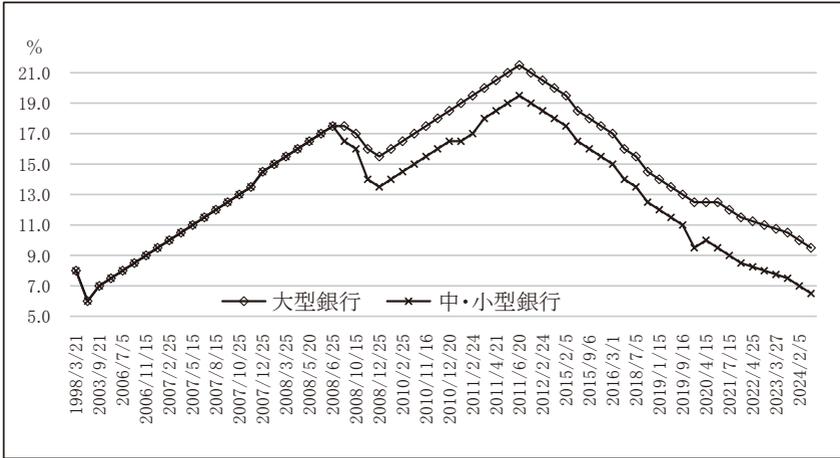
二〇一五年九月にこの「時点とする後積み方式」が見直された。これまで日々の預金準備金残高は所要準備金額を満たさなければならない「時点とする計算方式」から、前の旬の最終日の預金残高に対する当旬の日々の預金準備金残高の算術平均さえ所要の法定預金準備率を満たせばよい預金準備金残高の「後積み平均残高方式」に変更された。ただし、所要法定預金準備率を下回る日々

の預金準備金残高は一％を超えないようにする制限も設けられた（中国人民銀行「平均残高方式による預金準備金の計算に関する通知」銀発〔二〇一五〕二八九号）。二〇一六年七月に、さらに積立期間の前の旬の最終日の預金残高を前の旬の毎日の預金残高の算術平均、つまり預金残高も「後積み平均残高方式」に改められた（中国人民銀行「平均残高方式による預金準備金の計算を改善する通知」銀発〔二〇一六〕一五三号）。

(3) 預金準備率の推移

一九九八年に、一九八八年から続いた一三％の法定預金準備率を八％に、一九九九年にさらに六％に引下げられた。その後、数年間調整しなかったが、二〇〇三年に七％に引上げられたこと（中国貨幣政策報告書二〇〇三年第3四半期、九一〇頁）がきっかけに、金融政策運営の最も重

図表 1 法定預金準備率の推移



(注) 中国人民銀行の説明では、大型銀行は国有大型商業銀行、中型銀行は株式制商業銀行、都市商業銀行と経営エリアは地域を跨ぐ規模の大きい農村商業銀行、小型銀行は経営エリアが地域を跨がない規模の小さい農村商業銀行、農村組合銀行、農村信用社と村鎮銀行を指す⁽¹⁾。

〔出所〕 中国人民銀行 HP 及び関係資料により筆者が整理。

要手段としての幕が開けた。図表 1 から分かるように、法定預金準備率は頻繁に調整されている。通算して、二〇〇三年から、直近まで法定預金準備率の変更が六二回も行われた。二〇一五年一〇月、銀行預貸基準金利の変動幅制限を廃止するまで、基準金利の変更が二七回行ったのに対して、同期間の法定預金準備率の変更は四四回も行った。

図表 1 は一九九八年以降、法定預金準備率の動きを示したものである。図表 1 から、①法定預金準備率は比較的に高いこと、最も高い時、二一%を超えた(二〇一一年)；②二〇〇八年頃の曲折を除き、二〇一一年を頂点に、上昇と下降の局面が描かれていること；③二〇〇八年から、銀行を大型銀行と中小型銀行は、それぞれ異なる法定預金準備率が実施されていることが分かる。①と②の説明は三に譲るが、③についてここで一筆す

る。

二〇〇四年四月に中国人民銀行は法定預金準備率を引き上げた際に、同時に、株式会社制度を導入していない国有商業銀行と農村信用組合、都市信用組合への適用を除き、自己資本比率、不良債権比率と内部統制にリンクして、異なる法定預金準備率を実施すると発表した（中国人民銀行『中国貨幣政策執行報告書』二〇〇四年第1四半期、七～八頁）。これは異なる法定預金準備率導入の始まりであるが、実際のデータが見つからなかった。その後、国有商業銀行は株式会社に変身する制度改革が行われ、異なる法定預金準備率が適用されるようになり、二〇〇八年頃から、法定預金準備率のデータを図表1に示すことができるようになった。直近の法定預金準備率の変更は二〇二四年九月二七日に行われた。その結果、大型商業銀行は九・五%、中小型商業銀行は六・五%の法

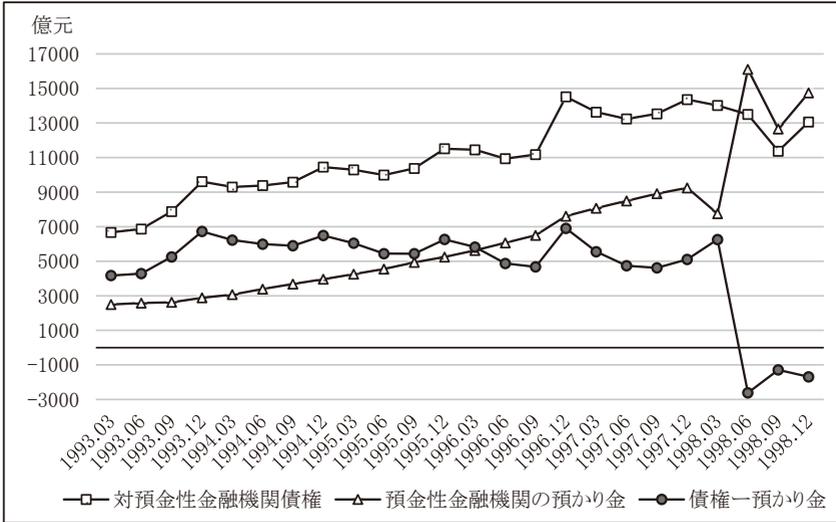
定預金準備率を実行するようになったが、これはスタンダードの場合である。自己資本比率、不良債権比率と内部統制などの基準をクリアして、より低い法定預金準備率が適用されるので、実際の平均法定預金準備率が少し下がると思う。中国人民銀行の説明では、大型（商業）銀行、中型（商業）銀行と小型商業銀行の平均法定預金準備率はそれぞれ八%、六%と五%である。²⁾

三、預金準備金制度の役割

(1) 資金集中と再配分の手段としての役割

一九八四年に預金準備金制度を実行するようになったが、預金準備金制度を実行する目的は銀行間決済用の支払い準備でもなく、法定預金準備率の上げ下げによる銀行信用創造の調節でもなかった。資金集中と再配分が目的であった。当時の金

図表2 中国人民銀行の資金集中と再配分



〔出所〕 蘇寧主編『1949-2005中国金融統計』中国金融出版社、2007年、840-845頁。

融政策は各国有商業銀行（当時、国有專業銀行と呼ばれていた）の省支店に対して「銀行貸出総量管理」という方法で運用されていたが、地方自主権の拡大や開放地域の許認可により、地域の間及び国民経済各分野の間に資金アンバランスが生じ、経済活動の活発地域とそうでない地域との間に「貸出枠」の過不足が生じた。経済活動が活発な地域に「貸出枠」不足が発生しがちである。往々にしてこれらの不足地域に対して後で枠の追加を認めざるを得なかったことが、「銀行貸出総量管理」はあまり有効でなくなった背景である。

図表2のように、二つのことが確認できた。一つはデータが取得できる一九九三年から一九九八年三月預金準備金制度の改革まで、中国人民銀行の（国有商業銀行、株式制商業銀行と都市農村信用組合を含む）預金性金融機関に対する債権は同

預かり金（預金準備金と備付金）を大きく上回ったことである。今一つは預金準備金制度の改革により一九九八年六月のデータでは預かり金は債権を上回るようになったことである。つまり、一九九八年の預金準備金制度の改革は預金準備金制度を従来の資金集中再分配手段から金融政策運営手段へと転換させようとした。

しかし、預金準備金制度の資金集中再配分の役割は完全に消えたわけではない。二〇一五年に政策金利である銀行預貸基準金利の変動幅制限を廃止した後も、資金需要の金利弾力性は硬直的であるので、金利は必ずしも合理的な資金利用を導くことが実現できなかった。前述のように、二〇〇四年から実施し始めた異なる法定預金準備率は、自己資本比率、不良債権比率と内部統制などとりまく、商業銀行の健全な経営を促す目的から、農業分野や中小零細企業へ資金を流すための

「構造的金融政策の手段」として利用されるようになった。⁽³⁾ 構造的金融政策とは、金融政策手段を使用して経済構造の調整と転換を支援すると説明されている。資金を成長が速く、最も資金を必要とする民間企業（中小零細企業）や農業分野に流すように、二〇一四年から、小型商業銀行を対象に法定預金準備率の引き下げを行い、大型商業銀行との準備率の差を拡大した。また、法定預金準備率を調整する際に、新規貸出あるいは貸出残高における農業分野や中小零細企業への比率は一定程度を超えると、さらに低い法定預金準備率を適用するように、異なる預金準備率を実行した。

このようにして、二〇一九年に中国人民銀行は、大型銀行、中型銀行と小型銀行の「三等級」とインクルーシブ・ファイナンス状況とインクルーシブ・ファイナンス融資比率という「二分類」を内容とする新しい預金準備金制度を完成

し、異なる法定預金準備率により、資金の流れを誘導するような仕組みを作った。これは預金準備金制度の従来の資金集中再配分の継承と言えるのではないであろうか。

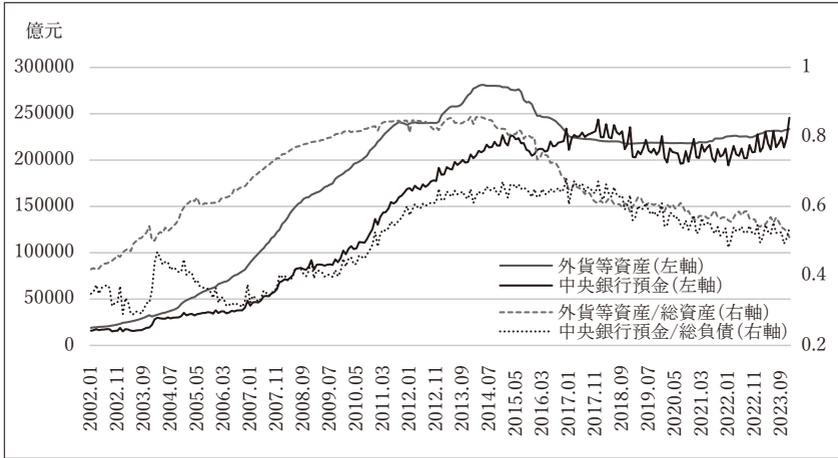
(2) 流動性管理手段としての役割

WTO加盟後、中国は経常収支と資本収支の「双子の黒字」を迎え、大量の外貨が流入した。当時の「外貨集中制」という外国為替管理制度の下で、人民元相場の安定を維持するために、中国人民銀行は外貨買い介入を行わなければならない。これによって市場に实体经济の需要をかなり上回る流動性を供給することになる。この過剰流動性を回収するために、中国人民銀行は公開市場に売りオペを行うと同時に、中央銀行手形も売り出したが、過剰流動性の回収に最も効果的な手段は、預金準備金制度であった。

図表3のように、二〇〇二年から完全なバランスシートを公表するようになった中国人民銀行のデータによれば、中国人民銀行の外貨買い介入による外貨等資産の急激な増加に対して、負債項目である預金性金融機関の中央銀行預金も急増した。外貨等資産はピーク時に二八一、〇五三億元（二〇一四年五月、二〇二四年一〇月現在は二三四、〇一八億元）、中国人民銀行総資産の八五・四％に達した。過剰流動性の回収に合わせて、預金性金融機関の中央銀行預金も二一〇、二三五億元に上り、総負債の六三・九％に達した。これと照合して、法定預金準備率も度重ねて引き上げられた。二〇一一年六月に二一・五％（大型銀行）を記録した（図表1を参照）。

一方、急激な外貨の流入に重なって、リーマンショックに対処するために中国政府は「四兆元」の景気刺激対策を打ち、経済の過熱を招いてし

図表3 中央銀行預金と外貨等資産



〔出所〕 中国人民銀行HP。

まった。この加熱を鎮静化させるためにも法定預金準備率の引き上げを、二〇一〇年一月から二〇一一年六月までわずか一年間半で二回も行い、一六%から二一・五%へ引き上げられた。同時期、貸出基準金利の引き上げは五回しか行わなかった。

その後、外貨流入勢いの緩和に伴い、法定預金準備率が下落に転じたが、金融政策の最も有効な手段であることには変わりはないのである。特に二〇一五年一〇月に中国人民銀行は銀行預貸基準金利の変動幅制限を廃止した以後、金融政策舞台の「ワンマンショー」となり、二〇一六年から直近まで一八回も上げ下げが行われ、その重要性はますます増してきた。

四、結び

法定預金準備率はゼロに近づくか形骸化される世界的な流れの中、法定預金準備率は最も有効な金融政策手段として機能するのはそれなりの事情があるので、仕方のないことではあるが、それなりの問題点もある。

まず、法定預金準備率は高いことの問題である。二〇一一年以降、法定預金準備率が続けて引下げられたが、現在、大型商業銀行の平均準備率は依然として八%の高水準にある。これは銀行経営負担を重くした一要因であり、規制回避による資本逃避の可能性が潜んでいる。

次に、二〇一五年に金利市場（自由）化に進んだことは、金融政策の操作目標を数量目標から価格（金利）目標に転換させようとする試みだと思

うが、硬直な資金需給の金利弾力性問題にぶつかり、挫折した。これと関連して、経済構造問題の対策として、異なる法定預金準備率に依存するようになった。しかし、これは預金準備金制度に過大な負担をかけ、また、複雑化した異なる法定預金準備率の運用は混乱を起こす可能性も潜むかと思う。金融政策はマクロ経済政策として経済総量を対象とし、経済の構造問題は市場メカニズムに任せるべきであるので、金利の調節によって資金を合理的に流すことができなければ、その原因を追求し、解決策を見つけるのは正しい道ではないであろうか。

(注)

(1) 中国人民銀行HP: <http://www.pbc.gov.cn/rmyh/4027845/index.html#:~:text=%E5%AD%A6%E6%AC%BE%E5%87%86%E5%A4%87%E9%87%91&text=2024%E5%B9%B4%E6%9C%8827.%E9%87%91%E7%8E%87%E7%BA%A6%E4>

%E8%A6%25%E3%80%82

(2) 同(1)。

(3) 张晓慧「从存款准备金变迁看央行货币调控演进」国际货币网 | International Monetary Institute <http://www.imi.ruc.edu.cn/IMIsd/f874925cc3b540ab0634cfcf28b04183.htm>;

(参考文献)

日本語

- 一、齊中凌「中国の準備金制度と金融機関の準備保有行動」慶応大学『三田商学研究』第三巻第一号、二〇一〇年四月、五七―七一頁。
- 二、拙文「中国における構造的金融政策について」一般財団法人国際貿易研究所『世界経済評論』Vol.68 No.6、通巻七三四号、二〇二四年一一・一二月号

中国語

- 一、戴根有主編『間接的貨幣政策の運営への転換』中国金融出版社一九九九年
- 二、李宏瑾「預金準備金制度の起源、機能変化とその示唆」中国社会科学院金融研究所『金融評論』二〇二〇年第三期。
- 三、孫国峰「三等級二分類預金準備率新仕組みを構築する」中国人民銀行『中国金融』二〇一九年第一七期。

(どう ときへい・獨協大学経済学部教授・)
当研究所客員研究員